7月 定例教育委員会 議事日程

１．日　時　平成27年7月15日（水）午後1時30分から

２．会　場　教育委員会会議室

３．出席委員

教育委員長	矢　野　ひとみ
教育委員	鷹　尾　秀　隆
教育委員	髙　橋　久美子
教育委員	水　口　良　江
教育長	渡　邉　博　隆

４．会議に出席した事務局職員

事務局長	龝　岡　正　直
教育総務課長	大　西　昌　治
社会教育課長	森　田　誠　司
指導主幹	紺　田　順　一
指導主事	久保田　貴　章
学校教育課課長補佐	皆　川　竜　男
社会教育課課長補佐	安　田　　敦
社会教育課課長補佐	矢　野　真　人
教育総務課課長補佐	小　田　忠　幸

５．会議に付した事件

(1) 議案審議

議案第33号　伊予市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第34号　伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会委員の選任について

議案第35号　伊予市児童生徒タクシー通学支援実施要綱の制定について

(2) 報告事項等

①　5月会議録報告

②　8月教育委員会行事予定について

③　事務局報告事項等について

④　その他

午後1時30分　開会

○靏岡局長　開会を宣言

○矢野委員長

それでは、失礼します。７月のほうの教育委員会を始めたいと思います。

委員さんたちにおかれましては、５月から始まりましてやっと学校訪問がこの間終わり、大変お世話になりました、ありがとうございました。それから、教育委員会事務局の方々にもいろいろお世話になりまして、ありがとうございました。

この間の会の写真なんですが早速つくっていただいておりまして、平井さんのほうの送別会が終わって、そして新しい水口委員さんの歓迎会ができて、さらに28年度が新しくスタートしたかなというふうな気もしております。今日はお世話になります。

それでは、早速議事のほうに入りますが、今日の会議録の署名人のほうは、７月は鷹尾委員さんにお願いするようになります。議事録、よろしくお願いします。

それでは、５月の会議録の報告についてですが、お手元にそれぞれ届いていたと思います。目を通していただきまして、何か気になること、それから質問等ございませんでしょうか。

御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長　そしたら、書面をもって承認ということでよろしくお願いします。

では、早速協議のほうに入ります。

まず、議案の審議です。

議案第33号伊予市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、説明をお願いします。

大西課長さん、お願いします。

○大西課長　はい。

議案第33号伊予市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示について。

伊予市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正したいから、教育委員会の議決を求めます。提案理由は、伊予鉄南予バスの路線廃止に伴いまして改正する必要が生じました。したがいまして、対象が小学生となり児童となりますので、１条、３条、７条におきまして「児童、生徒」という表記を「児童」に改めたいと考えております。

４ページをお開きください。新旧対照表に従いまして説明申し上げます。

まず、１条、３条、７条、それぞれこの要綱につきましては、港南中学校の生徒さんを含めまして「児童、生徒」という表記をしておりましたが、今回港南中学校の旧唐川小学校区路線バス廃止により「児童」に改めます。続きまして、別表第３に、小学校、中学校それぞれ表記をしていましたが、港南中学校の路線バス廃止に伴いまして、中学校の表を削除いたします。

続きまして、これは様式になります、様式第１号につきまして、それぞれこれにつきましても、「児童・生徒」を「児童」、６ページをお開きください、６ページの第２号様式につきましても、「児童生徒」の表記を「児童」に改正したものでございます。

委員長さん。

○矢野委員長　はい。

○大西課長　議案第35号も関連議案ですので、あわせて御説明させていただいたらと思いますが、よろしいでしょうか。

○矢野委員長　はい、お願いします。

○大西課長　それでは、10ページをお開きください。

議案第35号伊予市児童生徒タクシー通学支援実施要綱の制定について。

伊予市児童生徒タクシー通学支援実施要綱を制定いたしたいから、教育委員会の議決を求めます。

提案理由につきましては、先ほどと同様に、伊予鉄南予バスの路線廃止に伴いまして、新たに港南中学校の生徒の通学支援ということでタクシーを利用することといたしましたので、これに関する要綱を定めたいと考えております。概要のほうを申し上げます。

港南中学校の唐川地区の生徒になるんですが、南山崎小学校の統合の際に、唐川地区の生徒につきましてはバスの補助をするというようなお約束をして、今日に至っております。統合は昭和57年でございます。それ以後、一部利用はしていたんですが、路線バスの時間の関係がございまして、昨年度は１名の方が利用していたんですけど、今年度は利用がなかったような状況でございます。

しかしながら、そういうお約束を地元と教育委員会とがしているというところで、この路線バスが廃止されますのでこれにかわる通学支援として検討した結果、タクシー利用を考えさせていただきました。そのタクシーにつきましては対象者が最大12名おられるわけなんですが、一人一人にタクシーを回すというのではなく、バスと同様に定刻を定めまして、その時間に乗れる者が乗って利用していただくといった制度でございます。通常、これは使用料になりますので委託ではございませんので、こういった要綱を定める必要性等々検討したんですが、港南中学校におきましては、本町地区にタクシー会社が３社ございます、この３社を利用して、順次毎月ごとにタクシー会社を決めて実施をしていくということで、今回この要綱のほうを定めるようにいたしました。あわせまして、今現在翠小学校のほうでも、校区外児童につきましては、双海の上灘駅から翠小学校まで同じようにどるばハイヤー１社なんですが、そちらを利用して送り迎えをしておるんですけど、今回のこの要綱の制定に当たりまして、同じように整備をしたいと考えました。そういった一月ごとのタクシー利用ということですので、やはりタクシー会社と協定書をかわさないといけないということで、11ページから16ページまでが要綱なんですけど、17から19ページは港南中学校、20ページから22ページ、これが翠小学校の協定書

となっています。内容としましては、伊予市長と愛媛県ハイヤータクシー協会中予支部との協定となります。そして、この支部の中に、先ほど申し上げました本庁地区の３社並びに双海地区のどるばハイヤー、その協会員でございますので、協会員もこれに同意をしたという形での協定書となっております。

まず、14ページをお開きいただいたらと思うんですが、月別計画表を作成しまして、これを中予支部のほうにお渡しをして、中予支部が今月はどこのタクシー会社が運行しますといったところで、配車のほうを用意していただきます。それで、月ごとの支払いとなりますので、最終的に15ページ、16ページをもちまして、この様式をタクシー会社から出していただいて、お支払いをするといったような流れとなっております。

簡単に申し上げたんですが、御審議のほうをいただければと考えております。

以上で説明のほう終わらせていただきます。

○矢野委員長　はい、ありがとうございました。

２つあわせて説明をしていただきました。伊予鉄南予バスの路線廃止に伴っての問題です。

唐川線がなくなったということで、通学児童が12名ですね。それから、翠小学校のほうもあわせて説明をしていただきました。

説明を聞きながら、大体目を通していただけたんじゃないんかなと思いますが、何か質問等ございませんか。

髙橋委員さん。

○髙橋委員　16ページの報告書ですとかがありますが、その前に、計画表が14ページにありますけれども、一月前位に生徒さんに聞いて、この日は何時何分のタクシーに乗りたいですと申告してもらって、その人数確認の上、配車するという意味なんですか。

○矢野委員長　大西課長さん。

○大西課長　17ページをお開きいただいたらと思うんですが、原則の基本的な時間帯というのを決めております。ただ、その時間にタクシーを走らせて乗れる方、まず何人乗れるかというのを精査するために希望を聞きます。それに合わせて配車をしなければならないので、その人数に合わせた車を走らすんですけど、乗り遅れた場合は、バスと同様に自力で何とか行ってもらうと。それと、学校の行事で、テストの期間中であったりとか総体で１年生の時間帯が変わるとか、いろいろ時間が変わることもあります。そういったことは、もう事前に学校の予定が決まっておりますので、こちらの予定表のほうに、まず月別計画表のほうに時間も書いていただくようにしています。この時間でちょっと変更していただきたいという日は書き上げてもらって、そこまでの対応はバスにかわる手だてとするんですけど、そういった時間帯の変更は認めようということで対応させていただいております。

そういった流れでいきますので、御理解いただいたらと思います。

○髙橋委員　もう一点よろしいですか。

○矢野委員長　髙橋委員さん。

○髙橋委員　中学生になると部活動もあるかと思うんですが、例えば夏休み中とか冬休み中とか、通常の授業はないけれども学校には行かなきゃいけないという場合はどうなるんでしょうか。

○矢野委員長　大西課長さん。

○大西課長　まず、11ページの要綱のほうになるんですが、第３条におきまして、実施日及び実施方法について記載していますが、支援を実施する日につきましては、原則学校の開校日としております。したがいまして、夏休みとか日曜日、そういったときには運行はしませんといった内容となっております。

○矢野委員長　ありがとうございました。他にございませんか。

水口委員さん。

○水口委員　第３条の今の続きのところで、学校が実施する行事等において教育委員会が必要と認める場合というのは、具体的にどういうことですか。

○大西課長　これについては、具体的な内容というのは決めておらんのですが、学校が授業に類するような行事、そういった内容がもし今後発生した場合に、それは教育委員会のほうで一定検討とさせていただきたいと考えております。

○矢野委員長　11ページからの実施要綱だけ、先に読んでいたらよかったかな。

○大西課長　時間がありますから、読みましょうか。

○矢野委員長　はい、お願いします。

○大西課長　それでは第１条から、趣旨、この要綱は伊予市立小中学校に通学する児童・生徒の通学不便を解消するために、予算の範囲内で伊予市児童生徒タクシー通学支援を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条、支援の対象とする学校並びに児童・生徒は、下表のとおりとする。

翠小学校。伊予市立学校の通学区域に関する規則第６条第２項の規定により、就学を許可された児童の居住区から通学する児童。支援の内容としましてはタクシー代全額、ただし児童が複数の場合は乗り合わせを原則とする。運行は、翠小学校からＪＲ上灘駅までの間とする。

港南中学校。旧唐川小学校区から通学する生徒。タクシー代全額。ただし、生徒が複数の場合は乗り合わせを原則とする。運行は、港南中学校から両沢までの間とする。

第３条、支援を実施する日は、原則学校の開校日とする。ただし、学校が実施する行事等において、教育委員会が必要と認める場合はこの限りでない。

２項、タクシーの配車は、原則登校時１台、下校時１台とするが、利用者数により変更できるものとする。

３項、タクシーの発車時間は定刻を定めて実施するものとするが、学校の行事により変更できるものとする。

４項、タクシー利用は原則乗り合わせで運行し、定刻に遅滞した児童・生徒の利用はできないものとする。

第４条、市長は、支援を行うときは、愛媛県ハイヤータクシー協会中予支部との間で伊予市児童生徒タクシー通学支援事業協定を締結しなければならない。

２項、中予支部長は、協定締結後、速やかに協会員の中から月ごとの利用予定タクシー会社を決定の上、年間計画書を市長に提出しなければならない。

３項、市長は、前項の規定により年間計画書の提出を受けたときは、当該年間計画書を学校に通知するものとする。

４項、協定書は年度ごとに締結するものとする。

第５条、学校は、前条に規定する年間計画書を受け取った後、伊予市児童生徒タクシー通学支援月別計画表を作成し、利用月の５日前までに当該月の当番タクシー会社に提出しなければならない。

第６条、当番タクシー会社は、前条の月別利用計画表に基づき、タクシーの運行を行わなければならない。ただし、学校の休校等により時間等の変更が生じた場合は、双方の協議により変更することができる。

２項、当番タクシー会社は、特別な事情により自社のタクシーによる運行ができないときは、中予支部に報告し、中予支部から他の協会員に代理運行を依頼することができる。

３項、当番タクシー会社は、毎月の実施内容（乗せた時間、人数等）の記録をつけるものとする。

第７条、当番タクシー会社は、当該月の運行を終了後、次の各号に掲げる書類を学校に提出し、審査を受けなければならない。

１号、請求書、２号、伊予市児童生徒タクシー通学支援実施事業報告書、３号、その他市長が必要と認める書類。

２項、タクシー利用料金については、四国運輸局の認可を受けた運賃契約に基づく金額とする。ただし、協定期間中に認可運賃料金等の改定が行われた場合は改定後の料金とする。

３項、当番タクシー会社の都合により、台数及び車種を変更して運行した場合の請求は変更前の運行計画に基づき、請求を行うものとする。

第８条、学校は、前条の書類の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査後、適正であると判断した場合は市長に提出するものとする。

第９条、市長は、前条の書類の提出を受けたときは速やかに支払うものとする。

第10条、市長は、中予支部及び本事業を行わせた協会員が次の各号のいずれかに該当するときは、協定期間中であっても本協定の解除及び支払いの決定の全部または一部を取り消すことがある。

この要綱に違反したとき、請求書に偽りがあったとき、その他不正行為があったとき。

第11条、この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

以上です。

○矢野委員長　はい、ありがとうございました。

部活動のときは、めいめいが来てたんですか。

○大西課長　この６月までは皆さん自転車で通学のほうされておりまして、それで南山崎小学校まで帰って、そこから保護者の方が軽四トラックで迎えに来るといった状況で通学のほうはされております。

それと、今回のこの支援なんですけど、これはあくまで希望者ということで、本人並びに保護者の方には確認をとっておりまして、12名の方が対象となるんですけど、うち今現在利用したいという方が７名でございます。残る方については、保護者の通勤時間で一緒に同行して学校まで乗せていくとか、またある方については、やはり今まで途中まで友達と自転車で帰りよったほうがいいんで、もうそちらのほうで対応しますといったような生徒さんもおられます。あくまで、こちらとしましては通学バスのかわりということで、バスを利用する方には全額補助をしていたので、あくまで本人さんが利用しないという方は従来どおり自転車通学、そういった方向で通学してほしいと考えておりますので。

○矢野委員長　そしたら、７名のみが対象となる。

○大西課長　はい。また、これにつきましても８月中に再度保護者の方と話し合いをしまして、将来にかけて見直しのほうをどんどん進めていこうかと考えてはおります。

○矢野委員長　多分、タクシー通学が始まったら、学校の校務分掌上にタクシー担当というのができて、そして誰か１人がタクシー担当で毎月この表を提出したり、それからうまくいってるかというのを確認しながら実施するとは思うのですが、結構トラブルが出てくるのは、生徒の都合がその日になって変わったりして全然乗らなかったりした場合のトラブル、それからタクシー会社との時間調整というふうな、そのようなことが多分また出てくるんじゃないかなあと思いますので、また学校の先生方とも連携をとりながら。

○大西課長　学校と今連携を図りながら、利用時間とかこちらのほうで調整しながら作成のほうをして、確かに今現在も乗ってない方がおられるんですけど、あくまでその子を待つとかということではなく、走らさせていただいております。

それと、連絡網のほうが保護者の方もその管理も大変ということで、定刻に来ない子についてはもう置いていきますということで、それで結構ですというような回答も得ておりますので、今現在ももうそういった流れで進みよるんですけど、これも本当大変時間もなく、南予バス廃止が６月末でしたものですから、そういったところを踏まえて、検証のほうも行いながら進めていきたいと考えております。

○矢野委員長　そしたら、これはもう２学期から実施ですか。

○大西課長　今現在、翠小学校で使用料でやっておりましたんで、今回も同じようにと思った

んですけど、実際のところ、先ほど言ったように本庁地区については３社ありまして、そういった３社の順番づけとか、そういった公平性を保つために、ちゃんとした要領のほうをつくって、３社にもそれを共通理解してもらって、トラブルのないようにしていきたいと考えまして、こういった要綱のほうを定めて運用をしていきたいと考えましたので、今回上げさせていただいております。

しかしながら、７月１日から実施する必要がありましたので、今月は試行的に運用しております。取り急ぎ３社と協議をして、今月はツバメさんが対応するということで御返答いただきましたので、ツバメさんと協議をしながら、実施のほうをさせていただいているような状況で、正式には２学期から実施することになります。

○矢野委員長　そしたら、もう実施してるんですね。

○大西課長　はい。

○矢野委員長　委員さん方、そのほか何か質問等ございませんか。

○渡邉教育長　そしたら、最後の13ページの施行日は……。

○矢野委員長　そうなんです。７月になりますね、さかのぼって。

○大西課長　正式には２学期からになります。７月については試行的にやっているということで、９月１日から正式な契約として新たに締結をしたいとは考えております。

○矢野委員長　教育長さん。

○渡邉教育長　議決を求めるんであったら、今日議決されたら、今日からの施行日で、９月まで待たいでもいいんじゃなかろうかと思う。

○矢野委員長　龝岡局長さん。

○龝岡局長　施行日は、今日議決いただけたら今日の施行日で構わない。今日からの施行となります。

今、既にもうやっておる事業というのは、タクシー借り上げ料という形でやっておりますので、今回この要綱はなくてもできる事業なんですよね。ただ、その事業を行う根拠を今回制定しようとしておるものでありまして、事業そのものはタクシー借り上げ料という定義になりますので、要綱がなくても実施はできる事業です。

○矢野委員長　そしたら、今やってるのは、例えば学校でいえば、どこかの学校がどこかへ行くんでちょっとタクシー回してくれんかというふうなんで、実施できますよね。それで行っているということですね。

○水口委員　使用料と委託料、協定書の関係というところがはっきり見えないから、何か質問が出たんじゃないんかなと思うんですが、委託の場合は毎年契約ですよね。

○大西課長　使用料で進めさせていただくということです。

○矢野委員長　多分、近隣は千里小学校が閉校になって、そしてあそこからの子供がタクシー通学をしてると思うんです。今は千里の子がいるかいないかはわからないんですが、余りはな

いですよね。

御質問等ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長　それでは、承認を求めたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長　それでは、全員異議なしということで、原案どおり可決ということでいきたいと思います。

そしたら、もう今日から施行ということになりますね。また、事務のほうよろしくお願いします。

○矢野委員長　それでは、議案第34号伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会委員の選任について、説明をお願いします。

○森田課長　はい。それでは議案書８ページをお願いいたします。

議案第34号伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会委員の選任について。

伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会委員の退任に伴い、別紙の者を選任したいから委員会の議決を求めるということで、今回選任いただくのは、９ページになります、図書館協議会の代表者としまして冨田敏さんでございます。

今回の提案でございますが、５月13日に開催いたしました教育委員会、こちらのほうで図書館協議会の委員さんのほうも新たに選任をいただいております。そのときに、酒井由紀子さんの後任といたしまして冨田敏さんを選任いただきました。今回提案となった理由でございますが、図書館、文化ホール等管理運営検討委員会の委員さんの任期でございますが、この方々は選任の日から管理運営計画を策定した日までということで、この計画ができ上がるまでは同じ委員さんで続けるということでございました。８月にこの委員会を計画をいたしましたところ、図書館協議会の代表者が酒井さんのほうから冨田さんのほうに変更となっておりましたので、今回の提案となってしまいました。

以上でございます。

○矢野委員長　はい、ありがとうございました。

おわかりいただけましたでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長　はい、それでは原案どおり可決されました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項等に移ります。

８月教育委員会行事予定について、説明をお願いします。

○久保田指導主事　学校教育課、学校関係の主な行事について説明を行った。

○矢野委員長　社会教育課のほうお願いします。

○安田課長補佐　社会教育課の行事について説明を行った。

○矢野委員長　ありがとうございました。

　行事予定について御質問ないでしょうか。

○渡邉教育長　24日開催予定の教育委員会変更の説明は。

○紺田指導主幹　８月の定例教育委員会の開催日の件なんですが、通常は第３水曜日ということで、本来19日の水曜日が予定されていたわけですが、教科書の採択に係る委員会等がこの19日に持たれる予定がありますので、その結果等も踏まえて、最終的に24日の月曜日に定例教育委員会を持っていただいて、そこで来年度使用する中学校の教科用図書の採択をしていただいたらと考えております。よろしくお願いいたします。

○矢野委員長　24日は教科書の採択がありますので、よろしくお願いいたします。

行事予定について、質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長　この給食センターの封筒は。

○大西課長　給食センターの整備事業の今現在の進捗状況の説明を行った。

○矢野委員長　報告事項等ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長　ございませんようでしたら、その他に移りたいと思います。

　その他、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長　特にその他のほうもないようですので、終わります。

○鷲岡局長　閉会を宣言

午後2時20分　閉会